

2019/3/7

投資情報部  
藤崎 光

# マーケット・フォーカス

## 株式：米国株

### 米投資家センチメントは改善傾向、投資信託も買い越し

- 個人投資家のセンチメントは1~2月にかけて改善傾向となり、2018年10月以降、売り越しが続いていた米中小型、外国株の投資信託・ETFが大幅に買い越された
- 個人投資家の1月の現金比率は11.7%であり、18年半ばの10%台を超える水準で推移している。また、機関投資家の株式比率は依然として低水準で推移している。1~2月にかけての上昇相場に個人投資家、機関投資家ともに乗り遅れているようだ。センチメントも改善しており、今後の株価上昇が期待できよう

#### 個人投資家センチメントは改善。米中小型株、外国株が大幅買い越しに

2019年2月の米国個人投資家センチメント<sup>\*1</sup>は、1標準偏差<sup>\*2</sup>( $\sigma$ )を上回る水準まで改善した(図表1)。また、米証券会社のチャールズ・シュワブ<sup>\*3</sup>(SCHW)の顧客証券口座の売買動向データは、18年10月以降、米大型株以外の投資信託・ETFで売り越しが続いていたが、個人投資家のマインドが改善していることにもない、1月は米中小型株、外国株の投資信託・ETFも買い越された(P.2 図表2)。

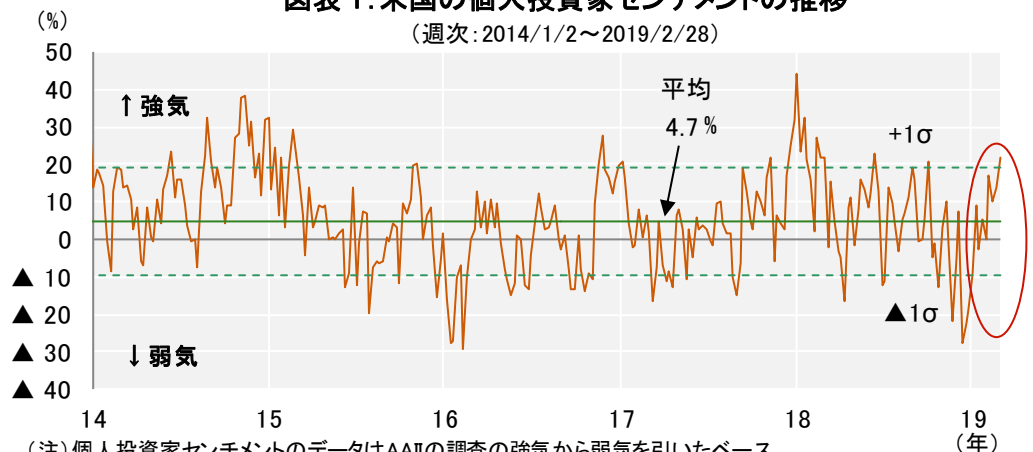
\*1 全米投資家協会(AAII)が短期的な株式市場に対する個人投資家の見通しにおいて、強気、弱気、中立の割合を調査したもの

\*2 データが平均に比べてどれだけばらつきがあるかを示す数値。平均 $\pm 1\sigma$ の範囲に約68%、平均 $\pm 2\sigma$ の範囲に約95%の値が含まれる

\*3 チャールズ・シュワブの顧客資産残高は米国内リテール向け証券会社のなかで2位。アドバイザーは顧客満足度3年連続1位(J.D.Power調べ、2017年12月時点)である。顧客資産残高1位のフィデリティ・インベストメンツは顧客の売買動向を詳細に発表していないため、チャールズ・シュワブのデータをもとに米国市場における個人投資家の動向をみている

図表1:米国の個人投資家センチメントの推移

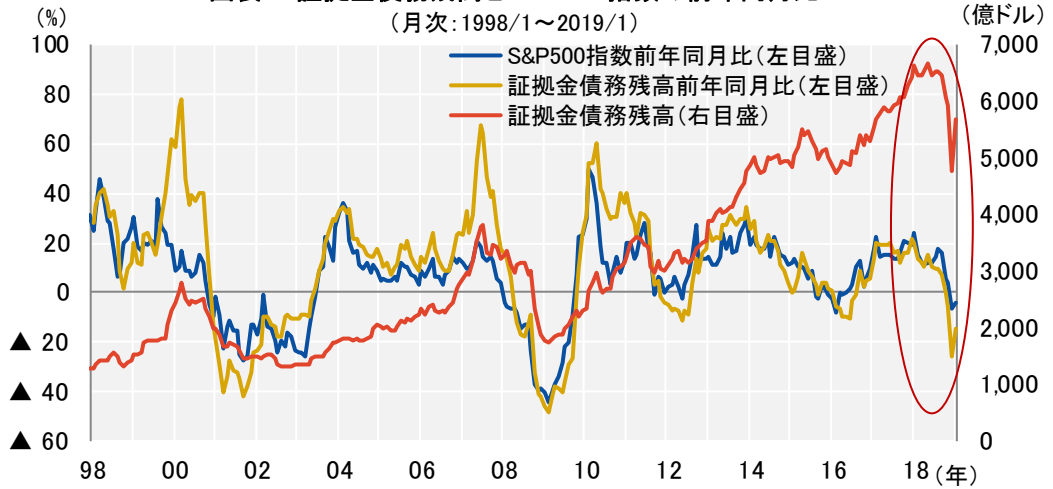
(週次:2014/1/2~2019/2/28)



(注)個人投資家センチメントのデータはAAIIの調査の強気から弱気を引いたベース  
出所:AAIIのデータよりみずほ証券作成

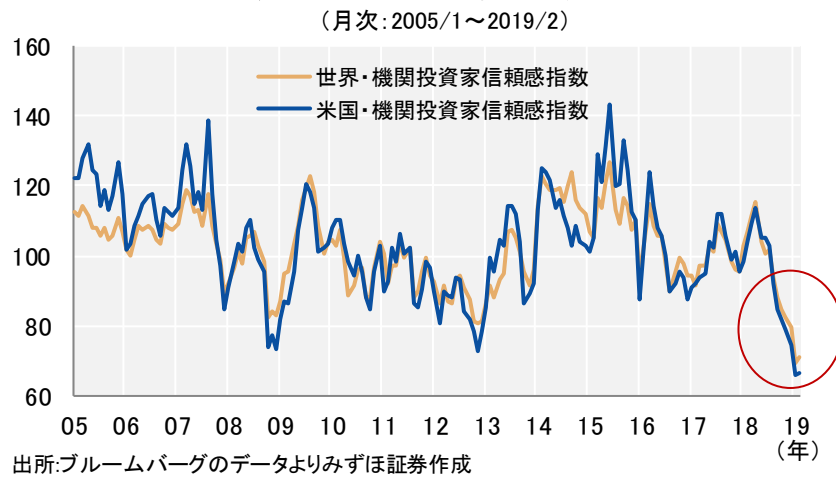


図表 4: 証拠金債務残高と S&P500 指数の前年同月比



(注) 証拠金債務残高は2010年1月までNYSEのデータ、2010年2月以降はFINRAのデータを利用  
出所:FINRAおよびブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

図表 5: 機関投資家信頼感指数の推移



出所:ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

# 金融商品取引法に係る重要事項

## ■国内株式のリスク

リスク要因として株価変動リスクと発行者の信用リスクがあります。株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むことがあり、損失を被ることがあります。

## ■国内株式の手数料等諸費用について

○国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.134%(税込み)、最低 2,700 円(税込み)の委託手数料をご負担いただきます。ただし、売却時に限り、約定代金が 2,700 円未満の場合には、約定代金に 97.2%(税込み)を乗じた金額を委託手数料としてご負担いただきます。

○株式を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

○保護預かり口座管理料は無料です。

## ■外国株式のリスク

○外国株式投資にあたっては、株価変動リスク、発行者の信用リスク、為替変動リスク(平価切り下げ等も含む)、国や地域の経済情勢等のカントリーリスクがあります。それぞれの状況悪化等により投資元本を割り込むことがあり、損失を被ることがあります。

○現地の税法、会計基準、証券取引に関連する法令諸規則の変更により、当該証券の価格に大きな影響を与えることがあります。

○各国の取引ルールの違いにより、取引開始前にご注文されても、始値で約定されない場合や、ご注文内容が当該証券の高値、安値の範囲であっても約定されない場合があります。

○外国株式において有償増資等が行われた場合は、外国証券取引口座約款の内容に基づき、原則権利を売却してお客さまの口座に売却代金を支払うこととなります。ただし、権利売却市場が存在しない場合や売却市場があっても当該証券の流動性が低い場合等は、権利売却ができないことがあります。また、権利が発生しても本邦投資家が取り扱いできないことがあります。

○外国株式の銘柄(国内取引所上場銘柄および国内非上場公募銘柄等を除く)については、わが国の金融商品取引法に基づいた発行者開示は行われていません。

## ■外国株式の手数料等諸費用について

### ○外国委託取引

国内取次手数料と現地でかかる手数料および諸費用の両方が必要となります。現地でかかる手数料および諸費用の額は金融商品取引所によって異なりますので、その金額をあらかじめ記載することはできません。詳細は当社の担当者までお問い合わせください。国内取次手数料は、約定代金 30 万円超の場合、約定代金に対して最大 1.08%+2,700 円(税込み)、約定代金 55,000 円超 30 万円以下の場合、一律 5,940 円(税込み)、約定代金 55,000 円以下の場合、約定代金に対して一律 10.8%(税込み)の手数料をご負担いただきます。

### ○国内店頭(仕切り)取引

お客さまの購入単価または売却単価を当社が提示します。購入の場合は、購入対価のみをお支払いいただき、売却の場合も同様に別途手数料はかかりません。

### ○国内委託取引

当社の国内株式手数料に準じます。約定代金に対して最大 1.134%(税込み)、最低 2,700 円(税込み)の委託手数料をご負担いただきます。ただし、売却時に限り、約定代金が 2,700 円未満の場合には、約定代金に 97.2%(税込み)を乗じた金額を委託手数料としてご負担いただきます。

### ○外国証券取引口座

外国証券取引口座を開設されていないお客さまは、外国証券取引口座の開設が必要となります。外国証券取引口座管理料は無料です。

外貨建商品等の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

商号等：みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 94 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

広告審査番号：MG5690-190307-08